

〈記入例1〉 退職等により10月分まで徴収し、残税額を普通徴収に切り替える場合

退職、休職等の異動があった方の氏名を記入します。結婚等により姓が変わった方は、旧姓も記入します。

税額通知書に記載してある住所を記入します。

1月2日以降、住所の異動があった場合に記入します。

給与支払報告書 にかかるとる給与所得者異動届出書

(1) 異動があった場合は、速やかに提出してください。

※砺波市処理欄 行政区 世帯番号 個人番号 現年度 新年度		申	CIV	級	事前T
特別徴収義務者 指定番号 008123456 個人番号又は法人番号 1357912000000		係 総務課 氏名 砺波 次郎 電話 (0763)33-XXXX			
提出日 ××年 ×月 日 提出先 富山県砺波市長 宛		所在地 〒939-1371 砺波市栄町×番×号		名称 ㈱砺波商事 代表者の職氏名印 代表取締役 砺波太郎	
給与所得者 フリガナ トヤマ ハナコ 氏名 富山 花子 (旧姓) 庄川 生年月日 50年 1月 1日 性別 男 女 個人番号 XXXXXXXXXXXX 旧住所 砺波市庄川町青島××番地 現住所 富山市総曲輪×番×号		(ア) 特別徴収税額 (年税額) 120,000 円 (イ) 徴収済月 (納付済額) 6 月分まで 10 月分まで 50,000 円 (ウ) 未徴収税額 (ア)-(イ) 70,000 円	異動年月日 XX・10・3	異動の事由 1. 退職 2. 就職 3. 転勤 4. 休職 5. 長欠 6. 死亡 7. 会社解散 8. 徴収方法変更 9.	異動後の未徴収税額の徴収 1. 特別徴収 (新勤務先で徴収) 2. 一括徴収 (残税額を本人から全額徴収し、まとめて納入。1月以降は本人の申出に因らず必要) 3. 普通徴収 (本人が納付)
(2) 給与の支払を受けなくなった後の月割額(未徴収税額)を一括徴収する場合は、次の欄に記載してください。		(翌年の1月1日以降の退職者については、本人の申出がなくても残税額を一括徴収することが義務付けられています。) ◆普通徴収から特別徴収へ切替			
一括徴収 1. 一括徴収する場合 異動者 2. 一括徴収できない場合 理由		給与又は退職手当等の支払予定月日 月 日 一括徴収予定額 (上記(ウ)と同額) 円 一括徴収税額は 月分まで納入します。 (月 日納期限) 備考 1. 異動の日が6月1日から12月31日までの間で、本人からの申出がないため 2. 異動の日が6月1日から4月30日までの間で、特別徴収の継続の希望があるため(転勤を含む。) 3. 異動の日が1月1日から4月30日までの間で、残税額(上記(ウ)の額)を超える退職金などの支払がないため			
(3) 転勤等による特別徴収届出書 (左の注意書きを参照してください。)					
該当する理由を○で囲みます。		税額通知書の「特別徴収税額」欄の年税額を記入します。		異動者の税額を何月から何月まで徴収し、その合計額がいくらかを記入します。	
退職等異動後の未徴収税額の合計額を記入します。		退職等の異動が発生した年月日を記入します。		該当する異動事由を○で囲みます。	
1月2日以降、住所の異動があった場合に記入します。		異動後、本人が納付するので、「3.普通徴収」を○で囲みます。		必要	

異動届出書の内容について応答できる方の係、氏名、連絡先を記入します。